榛名地域宿泊助成制度をご利用ください

市では、榛名湖周辺の宿泊施設と契約を結び、利用料金の一部を助成しています（助成金額は1000円。6歳以上の市民で、1年度につき1人1泊を限度。利用の際は「宿泊施設利用券」が必要です）。

利用券の交付は、左表の宿泊施設に直接予約した上で、生活文化課（市役所2階）へ申請してください。

※利用料金は、各施設に直接問い合わせてください。

詳しくは同課☎470・7738へ。

榛名地域宿泊助成制度の対象施設

施設名		電話番号	部屋数（収容人数）
甲子亭別館		027・374・9033	7室（30人）
湖畔亭		027・374・9511	6室（30人）
四季亭		027・374・9321	7室（30人）
つるや旅館		027・374・9253	5室（15人）
天狗亭		027・374・9350	9室（40人）
榛名湖温泉ゆうすげ元湯	本館	027・374・9211	26室（96人）
	湖畔荘		10室（48人）
	コテージ		5棟（40人）
レークサイドゆうすげ		027・374・9131	18室（98人）
ふじや		027・374・9111	14室（40人）
旅館高原		027・374・9107	9室（50人）
榛名湖ヘルスセンター		027・374・9421	10室（50人）
ロマンス亭		027・374・9217	6室（30人）
国民宿舎榛名吾妻荘		027・374・9711	28室（130人）
セゾン・ド・はるな		027・374・9611	12室（58人）

7月中旬から咲き始めるユウスゲの花

多摩北部広域子ども体験塾
「多摩六都地域のこだわりのものづくりを学ぶ」

子どもたちの創造性や職業観を育むことを目的に、多摩六都地域（東久留米市、小平市、東村山市、清瀬市、西東京市）で活動している最先端の技術を誇る企業・研究施設などの見学や、実際にものづくりを体験するワークショップを行います。ワークショップでは、最近注目の「3Dプリンター」を使います。

【対象】東久留米市、小平市、東村山市、清瀬市、西東京市に在住または在学の小学3年～中学3年生

※きょうだいなどで参加の場合は、一方が小学1・2年生でも可。

【内容】次の通り

①多摩六都地域の企業、研究所などの見学と関連した工作教室＝開催は7月～8月（予定、定員は250人）

②3Dプリンターを使ったワークショップ＝開催は9月～10月（予定、定員は80人

※①に参加した方のみ②に参加できます。

【参加費】無料

【申込期限】7月9日（水）

申し込み方法など、詳細は6月中旬から東久留米駅2階西口エレベーター横の情報ボックス、市内各児童館、企画調整課（市役所4階）で配布するチラシ、または多摩六都科学館ウェブサイト（https://www.tamarokuto.or.jp）を参照してください。

詳しくは同館☎469・6100へ。

湧水や河川を守るために
宅地内の「雨水浸透ます」の設置にご協力を

地表面のコンクリートやアスファルト化などによる雨水の地下浸透量の減少は、湧水や河川の水量に影響を与えます。雨水浸透ますは、屋根に降った雨水を地下へ戻し、地下水をかんようする効果が期待できます。市内の豊かな水辺環境を保全するため、皆さんのご協力をお願い。

◎既存住宅への雨水浸透ますの設置には、設置補助金制度を利用できます

【申請対象者】敷地が1000平方㍍未満の既存の個人住宅（新築、増築などを除く一般住宅）を所有する方

【補助金額】設置状況により、経費の全額または一部

ご希望の方は、市指定下水道工事店（市ホームページ参照）または環境政策課☎470・7753へご相談ください。

詳しくは同課へ。

崖やよう壁などの崩壊にご注意ください

梅雨や台風の時期は、長雨や集中豪雨で地盤が緩み、崖やよう壁などの崩壊が起こりやすくなります。特に、危ない崖や不完全なよう壁で覆われている所にある家では、大きな被害を受けるばかりでなく、隣接する方々の生命、財産にまで危険を及ぼすことにもなります。

日頃から家の周囲の安全を確かめ、危ない石積みや土留めなどは補強改善し、雨水の排水をよくするなどして、安全対策を心掛けましょう。関係機関から改善などの措置を取るよう勧告を受けた方は、補強、改良などの工事を行ってください。

なお、宅地造成等規制法で定められた区域内での一定の高さ以上の切土・盛土をしたり、よう壁などを築造するときは、事前の許可が必要になりますので、ご注意ください。

詳しくは都多摩建築指導事務所開発指導第二課☎042・364・2386へ。

お知らせします
25年度廃棄物の排出・処理量

市では、市民の皆さんにご協力いただき、廃棄物の分別回収・再資源化を進めています。

25年度の燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみの収集量、容器包装プラスチックの回収量（事業系ごみを含む）は、前年度に対して燃やせるごみが598㌧（プラス2・8%）の増、燃やせないごみ・粗大ごみが52㌧（プラス2・3%）の増、資源ごみが21㌧（プラス3・7%）の増となり、そのうち容器包装プラスチックが11㌧（マイナス0・8%）の減となりました。

最終的に資源化された量は、前年度に比べ173㌧（プラス1・8%）の増となり、最終処分場への搬入量は61㌧（マイナス2%）の減となりました（左表参照）。

引き続き、ごみ減量への取り組みに、ご協力をお願いします。

詳しくは、ごみ対策課☎473・2117へ。

25年度　廃棄物の排出量および処理量（単位：トン）

		25年度	前年度比	
排出量	燃やせるごみ	22,047	598	2.8%
	燃やせないごみ・粗大ごみ（有害含む）	2,291	52	2.3%
	資源ごみ（行政回収）	6,123	216	3.7%
	うち容器包装プラスチック	1,403	△12	△0.8%
	資源ごみ（集団回収）	3,495	△83	△2.3%
	合　計	33,956	783	2.4%
資源化量	燃やせないごみ・粗大ごみ	404	41	11.3%
	資源ごみ（行政回収、集団回収）	9,427	132	1.4%
	うち容器包装プラスチック	1,403	△12	△0.8%
	合　計	9,831	173	1.8%
最終処分場搬入量（エコセメント化）		3,043	△61	△2%

※△はマイナス。26年4月1日現在。

募集

市立保育園のパート・臨時保育士

市立保育園では、朝夕のパート保育士と、産休・育休などの代替としての臨時保育士の登録を随時募集しています。

①パート保育士＝勤務時間は午前7時～8時半と午後5時～6時半（はくさん・しんかわ・ちゅうおうの各保育園は午後7時まで）。賃金は1時間当たり1050円

②臨時保育士＝勤務時間は午前8時半～午後5時。賃金は1時間当たり970円

※①②とも、有資格の方。

登録希望の方は、履歴書（写真貼付）を、保育課（市役所2階）へ持参してください。なお、登録制のため履歴書は返却しません。

詳しくは同課保育係☎470・7745へ。

学童保育所・児童館の夏季臨時職員

夏休み（7月・8月）の特別臨時職員（学生可）を募集しています。

【勤務内容】学童保育所・児童館における児童の保育の補助

【勤務時間など】月曜～土曜日（日曜日、祝日を除く）、月75時間以内（変即勤務有り）。学童保育は午前8時15分～午後6時、児童館は午前8時半～午後7時15分のいずれも4～7時間

【賃金】時給970円（交通費相当額は別途支給）

申し込みは6月27日（金）までに、市販の履歴書（写真貼付）を直接子育て支援課（市役所2階）へ持参してください（正午～午後1時と土曜・日曜日を除く。郵送不可）。

書類選考後、面接の上、決定します。

嘱託職員（有資格者）も併せて募集します。

詳しくは同課児童係☎470・7735へ。

市民伝言板

会員募集

◆将棋研究会　毎週日曜日午後1時～5時。成美教育文化会館他で。入会金1000円、会費2カ月で1000円。青少年男女、初心者歓迎。棋力、不問。見学自由。詳しくは増田☎473・2233へ。

◆居合道（宅刈道場）　毎週土曜・日曜日の午後4時半～6時半他。スポーツセンター他で。入会金1000円、会費月2000円他。18歳以上の初心者、シニア世代歓迎。詳しくは早乙女☎471・4520へ。

◆着付け（百合きもの会）　毎週木曜日午前10時～正午。東部地域センターで。会費1回800円。着物に興味のある方、初心者は基本から丁寧に指導。詳しくは宮☎090・5443・5772へ。

◆神山和やか体操会　毎日午前9時～9時半。神山堂阪公園（神宝町二丁目）で。会費年1000円。健康づくりに。身もむしりフレッシュ。初心者歓迎。詳しくは岩城☎478・9486へ。

◆水墨画（墨蒼会）　第4土曜日の午後1時半～3時半。成美教育文化会館で。会費月1500円他。初心者、6月28日（土）は無料講習会。用具などは不要。詳しくは山下☎473・0863へ。

催し

◆少林寺拳法澤武大会（東久留米市少林寺拳法連盟）　6月22日（日）午後0時半から、スポーツセンターで。参加費無料。観覧自由。詳しくは忽那☎475・2035へ。

◆市内の野鳥を知りたい！（明治大学校友会東久留米地域支部）　7月5日（土）午後1時半から、中央図書館視聴覚ホールで。参加費500円。

どんな野鳥が市内に生息しているのだろう。渋谷川、雑木林を中心に。詳しくは江波☎473・8815へ。

◆ことわざ英語カルタ大会（ウラウライングリッシュ）　7月13日（日）午後2時～4時半、コロンビアインターナショナルスクール（所沢市松郷）で。参加費1000円。6月27日（金）までに申し込み後、資料送付。入賞者に賞品、全員に参加賞。見学可。詳しくは浦嶋☎479・4279へ。

◆おはなしおもちゃばこ～アー・フ・リ・カ～（東久留米こども劇場）　6月22日（日）午後2時から、成美教育文化会館キャラリーで。入場料1000円。布絵芝居のやこさんとけんけんが送る元気な楽しいお話。0歳児から。詳しくは森田☎090・8082・4556へ。

◆第5回定期演奏会（下リームウエストウインドオーケストラ）　7月6日（日）午後2時開演（開場は1時）。東大和市民会館ハミングホール。入場料無料。午後1時から薬保験会。詳しくは阿部☎474・4046へ。

◆腹話術チャリティー公演（東京チャイターズ）　7月4日（金）午後4時半開演（開場は4時）。成美教育文化会館グリーンホールで。前売り券1000円。他にも石巻スコッパーズの実演&トークショー。詳しくは高橋☎475・3533へ。

◆サマーダンスパーティー（東久留米市ダンス連盟）　7月6日（日）午後1時～4時、スポーツセンター第1体育室で。前売り券1200円。当日券1200円。オールダンスタイム。ミキシング、男女テンダンド待機。詳しくは佐藤☎471・0940へ。

老化予防に取り組みましょう

「病気の予防」と「老化の予防」は違います。老化予防とは、単に病気を予防するだけでなく、老化のサインを早く見つけて対処することで「要支援」や「要介護」の状態になることを予防することです。老化予防の原因や予防策を理解し、自分で主体的に続けて取り組むことがポイントです。

「年をとったから仕方がない」と諦めるのではなく、まずできることから取り組みましょう。

いくつになっても安心して住み慣れた地域での生活を続けられるように、「いつまでも自分らしく宣言」に一緒に取り組んでみませんか。

老化予防講演会
「知らないと損をする老化のウソ・ホント」

老化は、実は日頃の取り組みでグンと遅らせることができます。そのヒントが得られる講演会です。ぜひご参加ください。

また、25年12月に実施した「高齢者元気度アンケート」の結果の見方や、市・地区ごとの傾向についても説明します。

老化予防を行うには

まず、ご自身の心身の状態を知ることが大切です。ご自分の地区の地域包括支援センターに相談してみましょう。

【定員】先着100人

【講師】東京都健康長寿医療センター介護予防・緊急対策室主任研究員の河合（恒）氏

【費用】無料

当日直接会場へ。

詳しくは介護福祉課地域ケア係☎470・7777（内線2502・2502）へ。

自立支援医療（精神通院）を受給している方へ
継続（更新）手続きについて

自立支援医療（精神通院）とは

精神疾患およびてんかんによる通院のための医療費助成の制度です。

通常、医療保険では医療費の3割が自己負担となりますが、自立支援医療制度を併用した場合、自己負担は原則1割に軽減されます（本人や世帯の所得や疾患などに応じて、月額自己負担上限額が設定されています。一定所得以上の方は、非該当になる場合があります）。

更新手続き

自立支援医療（精神通院）を受給している方は、有効期間が経過すると、自立支援医療費の受給ができなくなります。継続する場合は、必ず継続（更新）手続きを行ってください。有効期間は、お手持ちの受給者証で確認してください。

継続（更新）手続きは、有効期間の3カ月前から障害福祉課（市役所1階）で行うことができます。

診断書の提出は2年に1度

継続（更新）手続きにおける診断書の提出は、病状および治療方針に変更がない場合、「2年に1度提出」です。前回申請の際に診断書を提出している場合は、今回の継続（更新）申請では診断書の提出は不要です。なお、継続（更新）手続きは、毎年必要です。

【ご注意】有効期間を過ぎてからの再開申請や前回の継続（更新）時に診断書なしで手続きした方は、診断書の提出が必要となります。また「精神障害者保健福祉手帳」を所持している方は、前回更新時に診断書を提出した場合でも、手帳更新のために診断書が必要となる場合があります。診断書の提出が必要か不明な方は、障害福祉課へご相談ください。

所得区分の変更

保険証の世帯が変更になった、または前年度と課税状況が変わったなどの場合、有効期間の途中でも所得区分変更手続きができます。

所得区分変更手続きを行った場合、申請日の翌月初日から新しい所得区分が適用されます。

詳しくは同課地域支援係☎470・7747へ。

市民自主企画講座
「人生のしめくくり方について考えよう」

これからの日々を安心して送ることができるように、考えを用意しておきましょう。企画・運営は「新婦人の会東久留米支部」。

【日時】全2回。①7月19日②7月26日、いずれも土曜日の午後1時半～3時半

【会場】生涯学習センター集会室第1・2

【内容】①「葬儀について考える・今葬儀は変わっている」②「あなたは誰に送ってもらえますか・エンディングノート」

【対象】市内在住・在勤・在学の方、興味のある方

【定員】60人

【講師】NPO法人エンディングコミュニティー縁生舎（えんしょう）顧問の石塚有宏氏

申し込みは電話またはファクスで市文化協会☎477・4700（ファクス同）へ（電話受け付けは、第4月曜日を除く平日の午前9時～午後5時）。ファクスの場合は講座名、氏名、住所、電話番号を記入の上、送信してください。

詳しくは同協会へ。

認知症サポーター養成講座
～認知症について正しい知識を学びませんか？～

認知症サポーターとは、認知症について正しい理解を持ち、地域で生活している認知症の方やその家族の方を温かく見守り、自分にできる範囲で支援する方をいいます（資格取得の講座ではありません）。認知症サポーター養成講座は全国的に展開されています。

今回は東部地域包括支援センターの主催です。

【日時】7月8日（火）午前10時～11時半（受け付けは9時半から）

【場所】東部地域センター講習室（大町町2ノ10ノ5）

【内容】「認知症の正しい理解や接し方について」「サポーターとしてできること」など

【対象者】市内在住・在勤で、認知症サポーター養成講座を受講したことのない方

【定員】50人

【費用】無料

申し込みは6月20日（金）までに、電話（473・9996）またはファクス（470・8024）で東部地域包括支援センターへ。

※受講修了者には、認知症サポーターの目印となる「オレンジリング」を差し上げます。

詳しくは同センターへ。

～田無警察署からのお願い～
「母さん助けて詐欺」に市内が狙われています！

市内では昨年、「母さん助けて！詐欺」が43件発生し、被害総額は約9458万円となりました。今年に入って既に12件、被害総額約5775万円（5月28日現在）の被害が発生し、予断を許さない状況です。

最近は、金融機関やATMを通さないで、受け渡し場所を指定し、息子・孫の知人や会社の上司を装い、直接現金を受け取る「手渡し型」の手口が増加しています。

また、市職員などを名乗り、税金などの還付金があると電話でだまして、ATMからお金を振り込ませようとする「還付金詐欺」も発生しています。職員がATMの操作をお願いすることは絶対にありません。電話でATMの操作を求められたら、それは「還付金詐欺」です。このような不審な電話を受けたら、すぐ110番通報してください。

身内から被害者を出さないためには、「家族からの注意喚起」が非常に有効です。「自分の家族は大丈夫」と思わず、家族で「合言葉」を決めたり、「母さん助けて詐欺」の手口を話題にするなど、「家族の絆」を深めて、母さん助けて詐欺の犯罪を市内から撲滅しましょう。

詳しくは田無警察署生活安全課防犯係☎467・0110（内線2612）または市防災防犯課☎470・7769へ。

生活に困っている方に対する介護保険サービスの利用者負担の軽減について

低所得で、特に生計が困難な方および生活保護受給者に対しては、申請をして承認を受けると、介護サービスの利用者負担が軽減される制度があります。ただし、都および市区町村に申し出た事業者が提供するサービスに限り、利用することができます。

【軽減内容】介護費・食費・居住費（滞在費・宿泊費の各負担を25%（老齢福祉年金受給者は50%）軽減。生活保護受給者は居住費（滞在費）負担のみ軽減（全額）

【対象となる方】次の①～⑤の全てに該当する方および生活保護受給者

①市民税非課税世帯で、年間収入が一人世帯の場合は、150万円（世帯員が1人増えるごとに50万円を加えた額）以下であること

②世帯の預貯金などの額が一人世帯の場合は350万円（世帯員が1人増えるごとに100万円を加えた額）以下であること

③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと

④負担能力のある親族などに扶養されていないこと

⑤介護保険料を滞納していないこと

【ご注意】次のいずれかに該当する方は対象となりません。

▼特養旧措置入所者で、利用者負担が5%以下の方（ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額は対象）▼訪問介護について、国の特別対策である「障害者ホームヘルサービス利用者に対する支援措置」の適用を受けている方

対象になると思われる方は介護福祉課（市役所1階）にご相談ください。

詳しくは同課介護サービス係☎470・7777（内線2553）へ。

市の奨学資金制度（給付）の申込時期の延期について

市では、勉学意欲がありながら、経済的事情により高等学校などへの就学が困難な市内在住の方を対象とする、「奨学資金制度」を設けています。

例年、6月中旬～7月中旬に申し込みを受け付けていますが、今年度は、新1年生を対象に国・都で実施する「高等学校等就学支援金制度（新制度）」と「高校生等奨学給付金」の給付認定者が決定した後に、受け付けを開始する予定です。市の制度の申込時期は、詳細が決定次第、改めてお知らせします。

【ご注意】同種の学資金の給付認定を受けた方は、市条例の規定により市の制度を利用できません。また、市の制度の給付認定に当たっては、給付を証明する書類により経済的状況を判断するとともに、学業成績により総合的に判断しますので、ご希望に添えない場合があります。

詳しくは教育部総務課☎470・7775へ。

保存樹木を紹介します③

市では「東久留米市のみどりに関する条例」に基づき、樹木の高さが10㍍以上で幹の直径が50㌢㍍以上（幹周157㌢㍍）の樹木を保存樹木として指定しています。保存樹木の中から、所有者の了解を得たものを広報紙とホームページにシリーズとして掲載しています。

今回紹介する樹木は、市内の保存樹木としては、3本しかない「メタセコイア」です。和名は、曙杉（あけぼすぎ）。チイヒノキです。秋には赤茶色に紅葉し、2月～3月に花粉を迎えます。

【樹　種】メタセコイア
【所在地】学園町二丁目